

特掲診療料

R2.4.6現在

	項目	経過措置内容	届出直し	期限	該当通知等
1	小児運動器疾患指導管理料	令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。 令和2年度診療報酬改定に伴い施設基準に係る届出が必要。※施設基準は従来と変更なし	○	令和2年4月20日(月)	施通p857-858
2	小児科外来診療料	令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。 令和2年度診療報酬改定に伴い施設基準に係る届出が必要。※施設基準は従来と変更なし	○	令和2年4月20日(月)	施通p857-858
3	・Bence Jonesたん蛋白定性(尿)【D001の2】 ・アルブミン(BCP改良法・BCG法)のうち、BCG法によるもの【D007の1】 ・CK-MB(免疫阻害法・たん蛋白量測定)のうち、免疫阻害法によるもの【D007の22】 ・動物使用検査【D024】 ・網膜中心血管圧測定【D276】	第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、令和4年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。	-	-	点 p 663
3	摂食機能療法の注3に掲げる摂食嚥下支援加算	令和2年3月31日において、現に「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前(令和2年度改定前)の区分番号「H004」摂食機能療法の注3に掲げる経口摂取回復促進加算1又は2に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。	○	令和2年4月20日(月)	施通p857-858
		令和2年3月31日時点で、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前(令和2年度改定前)の区分番号「H004」摂食機能療法の注3に掲げる経口摂取回復促進加算1又は2の届出を行っている保険医療機関は、同時点で配置されている「専従の常勤言語聴覚士」が引き続き摂食嚥下支援チームの「専任の常勤言語聴覚士」として届出を行う場合に限り、令和4年3月31日までの間に限り、「摂食嚥下機能障害を有する患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、摂食嚥下障害看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師」の規定を満たしているものとする。	-	-	施通p909
4	[新]連携充実加算(外来化学療法加算)	令和2年3月31日時点で外来化学療法加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和2年9月30日までの間に限り「当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施すること。」の基準を満たしているものとする。	-	-	施通p898
5	精神科在宅患者支援管理料	区分番号I016の1のハに掲げる精神科在宅患者支援管理料は、令和3年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。	-	-	点 p 663
6	導入期加算2	令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。 【腎移植に向けた手続きを行った患者が前年度に3人以上いること】 ※毎年度の届出直しが必要(診療報酬改定説明会Q&A)	○	令和2年4月20日(月)	施通p857-858
7	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。 【内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合も保険適用が認められたことによる要件の見直し】	⊖	令和2年4月20日(月)	施通p857-858
8	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。 【要件の追加(緊急手術が実施可能な体制、300例以上の経験を有する常勤の医師、日本心血管インターベンション治療学会の定める指針)】	○	令和2年4月20日(月)	施通p857-858
9	麻酔管理料(II)	麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合に限る。	○	令和2年4月20日(月)	施通p857-858

※保険医療機関において、該当の施設基準の告示及び通知等を必ずご確認ください。

※上記内容は訂正が行われる可能性がありますので、今後の訂正通知等を必ずご確認ください。